

平成29年度各種技能講習等ご案内



建設防青森県支部上北分会
〒034-0081 十和田市西十三番町4-10建設会館1階
電話 0176-23-6141 FAX 0176-20-1174

主催者 青森労働局長登録教育機関
建設業労働災害防止協会青森県支部(略称:建災防)
電話 017-773-6200 FAX 017-773-6201

| 区分 | 特別教育 | 技能講習 | | | | | | その他の教育等 |
|-----------|---|--|-------------------------------------|---|---|--|---|---------|
| | | 作業主任者 | | 車両系建設機械運転 | | 不整地運搬車運転 | 高所作業車運転 | |
| 種別 | 足場の組立て等特別教育 | 足場の組立て等 | 地山の掘削及び土止め支保工 | 整地・運搬・積込み用及び掘削用 | 解体用 | | | |
| H29 5月 | 学科12日(3hコース) 9:00~12:10 (受付 4/12~) | | | | | | | |
| 6月 | | | | 学科14日9:00~16:40 学科15日9:00~12:20 実技16日 8:30~15:30 (受付 5/15~) | 学科23日 8:30~12:20 実技23日 13:10~16:10 (受付 5/24~) | | | |
| 7月 | | | 学科10~12日 9:00~16:30 (受付 6/9~) | | | | 学科27~28日 9:00~17:20 (受付 6/27~) | |
| 8月 | 学科25日(6hコース) 9:00~16:10 (受付 7/25~) | | | | | 学科12h 8日 9:00~17:20 学科14h 8日 9:00~17:20 9日 9:00~12:10 実技10日 8:30~16:40 (受付 7/7~) | | |
| 9月 | | | | 学科14日 8:30~18:10 実技15日 8:30~14:30 (受付 8/7~) | | | | |
| 10月 | | | | | | | | |
| 11月 | | 学科16~17日 9:00~17:20 (受付 10/16~) | | | | | | |
| 会場 | (3hコース)建設会館4階 (6hコース)建設会館3階 | 建設会館4階 | 建設会館3階 | 学科…建設会館3階 実技…実技場 | 実技場 | 学科…建設会館3階 実技…実技場 | 学科…建設会館3階 実技…実技場 | |
| 受講料(税込) | 3 5,000円 6 8,000円 | 6 8,000円 | 10,000円 | 12,000円 | 40,000円 | 20,000円 | 27,000円 | |
| テキスト代(税込) | 640円 | 640円 | 1,320円 | 2,060円 | 1,230円 | 1,230円 | 1,650円 | |
| 修了証送付料 | 800円 | 800円 | 1,650円 | 2,570円 | 1,650円 | 1,540円 | 1,540円 | |
| 当日交付 | 392円 | 392円 | 392円 | 392円 | 392円 | 392円 | 392円 | |
| 計 | 5,640円 | 8,640円 | 11,712円 | 14,452円 | 41,712円 | 21,622円 | 28,622円 | |
| 定員 | 80名 | 50名 | 100名 | 50名 | 40名 | 32名 | 32名 | |
| 受講資格 | 3hコース (平成27年6月から2年間猶予期間) 平成27年7月1日の時点で足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床面上における補助作業を除く。)に従事している方 6hコース 平成27年7月1日の時点で作業経験がなく、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に新たに従事する者 | 【経験年数】 ・作業に3年以上従事した者(満21歳以上) ・専門の学科卒で2年以上従事した者(満20歳以上、卒業証明書等の写し添付のこと) ・その他厚生労働大臣が定める者 ※講習の一部免除あり(右記参照) | ・大型特殊免許所持者 ・3t未満特別教育修了者のいずれか | 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者 | ・大型特殊免許所持者 ・3t未満特別教育修了者 ・車両系修了者のいずれか | 小型移動式クレーン運転技能講習修了者 | 普通免許所持者 職長及び安全衛生責任者に選任されて間もない者、選任される予定の者 | |

受講料は、おつりのないようにお願いします!!



高所作業車の実技時には安全帯を用意のこと。

締切は講習日の10日前ですが定員になり次第受付を終了いたします。

受講申し込み方法

持参の場合

- 建設会館1階受付に提出書類①から④を出して下さい。
- 受付時間は、午前9時から午後5時までです。

郵送の場合

- 送付する前に受付が終了していないか電話で確認して下さい。確認後に提出書類①から④と「領収書の宛名・FAX番号を明記したもの」を現金書留の封筒に入れて郵送して下さい。
- 領収書は講習当日にお渡しいたします。事前に必要な方は、返信用封筒を同封の上お申込み下さい。
- 受講票は、FAXでお送りいたします。

★申込書は、下記の建設防青森県支部ホームページよりダウンロードできます。コピー可。
また、他分会の講習日程・案内等も掲載しております。
<http://www.aokenkyo.or.jp/kensaibou/>

注意事項

- 電話による申込み予約はしていません。
- 開講1週間前の取消し又は欠席の場合は、受講料等の返金はいたしません。
- 当日は、筆記用具をご持参ください。
- 受講者が少ない場合は、取りやめもあります。
- 実技の際は、ヘルメット、作業服、安全靴(又は長靴)を着用してください。
- 雨天時は雨具を用意してください。

学科会場

建設会館《0176(23)6141》

※当会館の駐車場は台数に限りがありますので、有料駐車場をご利用下さい。

実技会場

大窪実技教室
電話 0176(28)3130
十和田市大字伝法寺 宇大窪2-38 (大窪企業団地内)

講習の一部免除

足場の組立て等作業主任者
とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者、とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者は、受講一部免除で受講時間、受講料が異なります。

地山の掘削及び土止め支保工
土止め、とび科、機械施工、土木施工のほか、各種検定、免許等の有資格等により、受講時間、受講料が変わります。建設防青森県支部ホームページの講習案内をご確認下さい。上北分会受付にも免除表があります。

職長・安全衛生責任者教育

本教育修了者は、「職長教育」及び「安全衛生責任者教育」を同時に修了したものと認められます。改正労働安全衛生法(平成18年4月1日施行)に伴い新たに設備、原材料や作業行動時に起因する危険性・有害性の調整(リスクアセスメント)に關したカリキュラムが加えられております。

クレーン付油圧ショベルの運転及び作業資格について

平成12年、労働省よりクレーン機能を備えた車両系建設機械の取り扱いについて、予めクレーン機能(荷を吊り上げるためのフックと安全装置)を備えたクレーン付油圧ショベルは法令上移動式クレーンとすると認定されました。

【運転及び作業資格】

車両系建設機械(整地等)運転技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習修了の資格が必要です。プレーカーを取り付け、その作業を行う場合は車両系建設機械(解体用)の資格が必要となります。

車両系建設機械(解体用)運転技能講習

平成25年7月1日の労働安全衛生規則一部改正により、鉄骨切断機・コンクリート圧碎機・解体用つかみ機は本講習を修了した者でなければ運転業務に就くことができなくなりました。平成25年7月以前に受講されているかたは、上記3機種については運転業務に就くことができますのでご注意ください。(ただし、平成25年7月から平成27年6月まで実施した特別講習を修了した者は除く)

●助成金制度●

【経費助成】

雇用保険料を負担する事業主が、受講料負担してその雇用する労働者に受講させる場合、助成されます。

【賃金助成】

事業主が雇用保険の被保険者である受講生に受講期間中に賃金を支払った場合、事業主に助成されます。
・講習日1ヶ月前までに計画届の提出が必要 (H27.10~)
・受講後2ヶ月以内に支給申請書の提出が必要
問合せ・申請先
青森市新町二丁目4-25青森合同庁舎7階
青森労働局職業安定部職業対策課
電話 017-721-2003

試験結果の通知について

試験結果の通知(修了証)は、約3週間後に主催者から、台紙にご記入いただいた宛先に郵送されます。
発行者及び 建設防青森県支部
問合せ先 電話 017-773-6200

修了証の再交付・書替について

各種技能講習等の修了証の再交付・書替は、その修了証を発行した機関でしか取扱いません。

技能講習修了証明書について

複数の技能講習修了証が1枚のカードに!
現場にはこれでOK、労働安全衛生法第61条3項に規定する「資格を証する書面」に該当し、偽造対策としても有効です。
取扱機関 技能講習修了証明書発行事務局
電話 03-3452-3371
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/index.html>

技能講習は登録教育機関でなければ実施できません。遅刻・途中退場は認めません。

提出書類等

- ①所定の申込書..... 年齢、連絡先電話番号、事業主印(必要な場合のみ)、本人印は、必ず確認してください。記入事項の訂正は、二重線を引き訂正印(事業主証明欄以外は本人の訂正印使用)を押してください。(修正液、修正テープ使用不可)
- ②免許証又は資格証... 講習の一部免除希望者は、コピーしたものを添付(鮮明なもの)を申込書の後ろにのりで貼り付けてください。(1年以内に撮影した無帽、無背景のもの。(胸上3.6cm×2.4cm、カラー、白黒、スピード写真いづれも可。個人で撮影したものは不可。))
- ③証明写真1枚..... 写真の裏面に氏名を記入し、所定の欄にのりで貼り付けてください。
- ④受講料..... 申込書等と一緒に前金にて納付ください。